

改修をしませんか？

4月8日(月)より受付開始

④住まいのスマート化支援事業

耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業とあわせて行うスマート化工事費用を補助します。
次の要件を満たすものが対象です。

◎耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せて行う



市ホームページは
こちら

必須工事 ●ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事

■補助金額 補助対象工事費の3分の2以内(最大30万円)を補助します。 ■予定件数 15件

⑤住宅の住替え支援事業

耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除却費用を補助します。

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

◎市が指定する木造住宅耐震診断で、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅 ◎現在居住している住宅

必須工事 ●住宅の全てを除却する工事 ●解体業者が施工

■補助金額 補助対象経費の5分の2以内(最大30万円)を補助します。 ■予定件数 8件

②～⑤共通事項

②～⑤の支援制度はいずれも、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎補助金の交付決定後に着手し、**令和7年2月28日(金)**までに、市に完了実績報告書を提出できる工事であること。

◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。

■受付期限 11月29日(金)まで ※土日祝日は除く ※応募が予定件数を超える場合は、申込先着順とさせていただきます。

⑥相談員派遣事業

地震による被害を最小限にするため、家具転倒防止対策等をしませんか？

ご自宅に相談員を派遣し、ご家庭の状況に応じた家具配置等の減災化対策を提案します。



■自己負担 無料

⑦減災化対策支援事業

ご自宅に作業員を派遣し、危険箇所に対して家具の移動・固定等を行い、安全性を向上させます。あわせて感震ブレーカーを設置する場合、設置費用を補助します。

■補助金額 補助対象工事費の5分の4以内(最大1万6千円) + 感震ブレーカー設置費用(10万円)を補助します。

※ご自身で購入した器具は対象外です。

⑥・⑦共通事項

■必要要件 平成12年5月31日以前に着工された住宅(非木造住宅も含む)で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎現在居住している住宅(貸家の場合は所有者の同意書が必要)

◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。

■予定件数 10件

■申込者 対象となる住宅の居住者で、次のいずれかの要件を満たすもの

- ・65歳以上の高齢単身世帯または高齢夫婦世帯等
- ・要介護または要支援の認定を受けている世帯
- ・障がい者手帳所有者がいる世帯



■受付期限 令和7年1月24日(金)まで ※土日祝日は除く

■申込方法 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)とはんこをご持参の上、お申し込みください。

民間建築物耐震化支援事業 木造住宅以外の建築物の耐震診断・耐震改修への助成

昭和56年5月31日以前に着工したもので、次のような民間建築物が対象です。

- 特定建築物(病院やマンションなど) ●地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの
- 市が緊急一時避難所に指定したもの

■受付期限 9月30日(月)まで ※土日祝日は除く

☎市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800 ✉juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp